

東京都地域医療対策協議会専門医制度に関する部会における協議について

【都道府県確認事項】

- ① 従来の学会認定制度において専攻医を養成していた医療機関が、専攻医の受入れを希望する場合は、連携施設となっていること。
- ② 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ③ 次の場合には、研修プログラム制と同等の当該分野全般にわたる症例を経験し専門医育成の教育レベルが保持されることを条件に柔軟な研修カリキュラム制による専門研修を行うなど、柔軟に対応を行うこと。
 - a 出産、育児、介護、留学など、相当の合理的な理由がある場合
 - b 修学資金を貸与した地域枠医師などにおいて必要と考えられる場合
- ④ 連携施設での研修は原則一か所につき3か月未満となっていないこと。

【東京都内各プログラムの状況】

都内全463プログラムのプログラム責任者等に対し、各プログラムの対応状況等について照会し、確認を行った。

- ①について、該当施設がないことを確認
- ②について、全診療科において都内に複数の基幹施設があることを確認
- ③及び④について、基準を満たすか否かに疑義があったプログラム数は以下のとおり

| ③a | ③b | ④ |
|----|----|----|
| 8 | 12 | 60 |



- ③aについて、いずれも個別に対応が可能であることを確認
- ③bについて、地域枠医師等については、選択可能なプログラムが複数あること等から、問題ないことを確認
- ④について、理由を確認したところ、いずれも領域やプログラムの性質上相当な理由があることから、やむを得ないものであることを確認

以上のとおり、国から示された確認事項については、都内プログラムの内容に問題がないことを、部会において確認した。

また、確認事項のほか、専門医制度全般について、都市部へのシーリングについて、公立病院の役割等についてなど、様々な問題が示されたことから、これらに関する意見を提出することについても協議し、決定した。